Sunday Nikkei

司法試験 改革は必要か

司法試験は約二万数千人の志願者に対して合格者は五百人強という狭き門。合格するまで五、六回受けるのが普通になっている。法務省は法曹界の将来をにらんで司法試験制度を改革する必要があると提案している。この提案をめぐり、法務省の但木敬一司法法制課長と高山俊吉弁護士が討論した。

柔軟思考、育ちにくい

但木　敬一氏

法務省大臣官房司法法制調査部司法法制課長（ただき　けいいち）　1943年埼玉県生まれ。66年東大法学部卒、同年9月司法試験合格。69年東京地検検事を振り出しに各地地検に勤務。87年より現職

現状、異常ではない

高山　俊吉氏

弁護士（たかやま　しゅんきち）　1940年東京生まれ。66年9月司法試験合格、67年東大法学部卒。69年弁護士登録。現在、都民総合法律事務所に所属

受験づけの弊害を懸念

但木△　▽高山

受験開始早まっただけ

但木　平成元年の司法試験の結果をみると、我々が試験制度を改革しなければいけない、という理由が分かると思います。合格率は二％強と厳しいうえに、合格者のうち、二十四歳以下の人は八十三人で全体の約二六％です。三十歳を超えた人が百五十人以上もいます。昭和四十年代の平均受験回数は三回台でしたが、現在は六回台になっています。

三十歳以上の合格者は、以前なら社会的な経験をそれだけ積んだ人を意味しましたが、いまは親の援助なりで長期間、受験だけに絞っていた人が大半です。二十代後半は情熱とか創意性などが高まる年代ですが、この時期を受験勉強にのみ費やさせているわけで、司法界全体の力量を下げる要因になりかねないといえます。

高山　私は日本弁護士連合会の代表として話しているのではありませんが、日弁連は現状を特に異常だと認識しないという見解を表明しています。法務省は以前に平均合格年齢二十八歳代、競争率五十倍（合格率二％）、受験回数六回を異常さの判断基準と説明されました。

但木　大学の関係者がよくいうのですが、司法試験を受けようかどうかという学生の相談に対してかつては適性さえあれば受けろと勧めていた。ところがいまや、何年やっても受かる見込みのない試験に挑戦しろとはいえず、企業に推薦するようになる、という。司法に適した人を排除してしまっている面があるのです。

高山　昭和四十九年ころから平均合格者が五十人くらい減っていますね。司法試験は再受験する傾向の強いものですから、落ちた人は来年の合格を待とうとまた並びます。以前なら合格したであろう人をどんどん滞留させていくんですね。一年間の五十人は単純計算で十年五百人の「幻の合格者」を生む。こうした状態を作ったのは法務省ではありませんか。

但木　それは事実と違います。昭和三十年代後半に法曹三者で法曹人口を増やそうという動きがあったのですが、日弁連が司法修習生の受け入れなどで各地の意見を聞いたところ、これ以上の受け入れは無理だとして言ってきたのです。五百人という数字は日弁連サイドの委員からの提案で、これに法務省、最高裁が賛同した形になったんです。

法曹三者が合格者枠についてよく議論してこなかったという反省はありますが、その失政はすべて法務省にありという問題提起の仕方は正しくない。法曹三者が国民のためにどれだけ法曹人口をつくっていかなければいけないのか、という発想を持つべきですよ。

高山　法務省が若年化を強調するのはなぜなのですか。

但木　できるだけ多くの人を、できるだけ早く合格させるのが司法制度にとって大事だ、という考えが基本になっているのです。それには二つのアプローチの仕方がある。

一つは合格者の数を多くすること。修習所に入る能力で計るならば千人以上とっても問題ないのではないか、と思っています。

ところが、修習制度は現在の日本の司法教育にとってもっとも適した制度だとされており、この制度を維持するとなると増枠が難しくなるのです。大学教育制度と深くかかわっているのですが、米、英、独、仏などでは法律専門職を育てるための教育を大学でしている。ところが、日本の大学はゼネラリストを教育する場ですから、新たに法律の実習機関を設けなくてはならない。そうすると千何人という修習がいまの体制の下では非常に難しい。

多少の増枠でしか対応できないとなると、受験回数の制限などで改善を図るほかはない。

高山　司法試験は四十年の歴史を持っていますが、あらゆるひとに条件を付けずに門戸を開放してきた。そういう資格試験制度の本質を変容させる考え方ではないでしょうか。

但木　現状より厳しくならない範囲で考えて案を練っています。昨年十一月に法務省が打ち出した改革案のうち、甲案は五年間受験した後、五年の休止期間を設け、その後五年間受けることができるという案です。

乙案は、休止期間を設けるのは酷だという批判にこたえたもので、合格者の八割は五回以内の受験者、五回を超えて受験するひとの合格枠として二割残しておくというものです。

丙案はちょっと発想が違っていて、無制限という現在の制度は変えず、新たに増枠する二百なら二百を三回以内の受験者だけで合格を決める。いまは三回以内の受験者は一万人いる。おそらく新規受験者は増えるでしょうから、一万二千とか一万四千分の三百ということになる。現在、五百人の合格者の中に三回以内のひとが百人いますから二百人程度増えることになる。

高山　これらの案の不合理をあげたら枚挙にいとまがない。比較的関心の集まっているのは丙案ですが、何ゆえ五百人が本来的な姿であって、二百人がおまけ、という仕分けが可能なのでしょうか。七百人の算出根拠がはっきりしない。非常に技巧的な試験システムを考案してまで少数回受験者を入れようとする狙いはどこにあるのですか。

但木　私は長期間の受験勉強は司法の将来にプラスにならないし、はっきりいうと危ういする司能性さえあると考えています。受験のなかで覚え込まされるのは非常に画一的なもので、予備校などでその訓練ばかりしていると自分の頭で考えなくなる。司法の世界で一番重要なのは自己の良心と法に基づいて判断することで、事実を素直に見て、それを前提に法律をあてはめていく作業なのです。

頭でっかちになると事実を自分の知っている方に引っ張る危険が出てくる。それは判事も検事も同じです。弁護士は仕事がひとと接触するところから始まるので、頭でっかちでは務まりませんが。

高山　どういう試験制度であれ、必ず予備校は繁盛しますよ。仮に三回で受験資格を失うならば、大学の中にその影響が表れてきます。私は一昨年まで、東大教養学部の非常勤講師をしていたんですが、一年生なのに司法試験用の予備校に通っていた教え子がいましたから。

試験制度をいじるより、枠を広げて法曹界全体をもっと増やすことに努力すべきではないでしょうか。法曹人口でいうと、弁護士は徐々にではありますが、とにかく増えています。ところが判事、検事はほとんど増えていない。弁護士にしても企業法務などの需要は大きいのですが、こたえられる弁護士が少ない。リーガルサービスが提供できるようもっと国庫負担を増やす必要がある。

若年合格者増加へ3案

但木△　▽高山

制度改革より枠拡大を

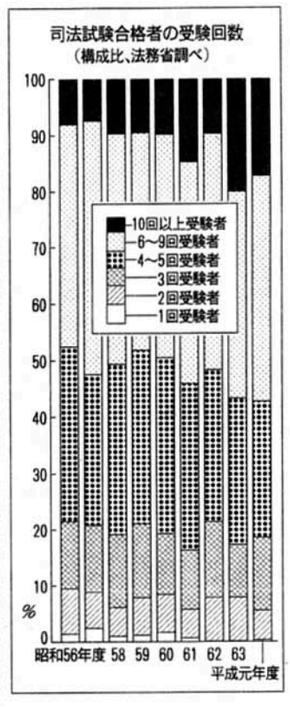

任官不足と通ずる問題

但木△　▽高山

検事職には魅力足りぬ

但木　判事、検事の任官不足をどう考えるか、という点は司法試験制度をどうするか、という問題につながっています。現在の統一試験、統一修習制度は判事、検事、弁護士が同じ教育を受け、必要な数だけ確保されるということが前提です。修習生の全部が弁護士になって判事、検事はゼロということになれば国民はこの制度は何だ、と思いますよ。司法修習生は国庫で負担しているのですから。

ところが、いま判事、検事の数が足りない。十年前に比べると約十人も少ない平均百五人です。十年たつと百人も少ないという状態になる。将来の司法を考えると心寒いものを感じます。だから司法試験改革案は法曹三者のバランスを二つの柱として考えているのです。

高山　司法試験が異常な状態にあるというのと、バランス論がどう結び付くのかはよく分かりません。話は一緒のようにみえますが、検事の数が判事に比べても非常に少なくなっているという検察特有の問題がポイントなんでしょう。なぜ検事のなりてが少ないのかという問題の本質に率直に入る以外にないと思いますが。

検事になろうと考えている人は意外に多いのですが、実際になっても大半の人が退官して弁護士になる。その原因は何か、というと検事の仕事を支えるパッション、すなわち正義感にいまの検察はこたえていないからではないですか。政治的、社会的に大きな影響がある事件ばかりでなく、身近な事件の中にも警察と違ってこう判断する、といったものができれば辞める人は少なくなるはずです。

但木　検察に魅力がなくなっているのでは、という指摘から逃げるつもりはありません。われわれ内部でも、冤罪（えんざい）事件をなくすにはどうすればいいか、検察の独立性を高めるにはどうしたらいいか、などつねに議論しています。確かに検事の任官者は減っていますが、それでいいのでしょうか。国民の期待する巨悪を摘発するにしろ、小さな事件を扱うにしろ検事の数は多い方がいい。

検事不足のツケが国民に回される恐れがあるわけで、ご指摘の通り検事不足と司法試験改革はまったく関係がないとはいえないのです。検事の給与体系は行政官にくらべて優遇されていますが、これは二十四歳で任官した場合のことです。年齢が高くなるほど経済的条件が悪くなる。それに転勤などの家庭の問題が重なってくる。

高山　検事の方が辞める時、転勤のことをよく理由にあげられます。確かにたいへんだとは思いますが、転勤ごときに職の魅力がうせるでしょうか。

但木　弁護士さんには転勤はないし、しかも全国の事務を扱える建前になっている。実際に転勤を抱えている者とは転勤の重みが違いますよ。

高山　弁護士もそうなんですが、刑事離れという問題もあります。検事を辞めるとか、なりたがらないという議論の中にも刑事処理の魅力の乏しさがあるのではないでしょうか。判事も同じで民事を担当したがります。法曹界それぞれで刑事離れが起きています。

但木　たしかに渉外弁護士はこの国際化時代には必要なのですが、華やかな世界に目が集中して司法がやっている地道な分野がおろそかにされつつある。法曹三者が考えなければならない問題で、司法試験改革と絡んでいる面もある。法務省としては、試験改革で問題提起しているのです。